

南国市骨髄・末梢血幹細胞移植促進奨励金交付要綱

平成30年3月20日 告示第25号

令和8年3月11日 告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、南国市骨髄・末梢血幹細胞移植促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 この奨励金は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）に基づき、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の提供を完了した者に対し、奨励金を交付することにより、骨髄等の提供の推進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄等の提供を完了していること。
- (2) 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供に係る入院又は通院の日数が証明できる書類の交付を受けていること。
- (3) 南国市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第12号）第15条の表3の項に掲げる場合に係る特別休暇に相当する休暇制度を導入している事業所に勤務する者でないこと。
- (4) 骨髄等の提供を行った時点において、南国市の住民基本台帳に記録されていること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 他の法令等により骨髄等の提供に係る奨励金等の交付を受けていないこと。
- (7) 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当しないこと。

(奨励金額)

第3条 奨励金の額は、骨髄等の提供のための通院又は入院の日数に2万円を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、1回の提供につき7日を限度

とする。

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、南国市骨髄・末梢血幹細胞移植促進奨励金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合は、提出の期限を翌年度の3月31日までとすることができる。

(奨励金の交付決定兼額の確定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、奨励金を交付すると決定したときは、南国市骨髄・末梢血幹細胞移植促進奨励金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求及び交付)

第6条 申請者は、前条に規定する奨励金の交付決定兼額の確定の通知があったときは、南国市骨髄・末梢血幹細胞移植促進奨励金交付請求書(様式第3号)により、市長に奨励金の請求をするものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、その奨励金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した奨励金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。